

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
1	はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性(3) 「よほどの事態」を想定しているにもかかわらず、必要署名数が投票資格者の4分の1以上というのはハードルが高すぎる。	住民発議で行う住民投票の対象は、市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められる事項としています。本来市政運営は、二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくことが大前提であり、議会の議決を要せずに住民投票が実施されることは、よほどの事態であると考えます。そのような観点から、本制度が濫用されることは望ましくないと考え、住民投票実施の要件となる必要署名数は、考えられる中で最も厳しい要件となる「4分の1以上」としました。
2	はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性の(3) そもそも、なぜ住民投票の発議に必要な署名数が「4分の1以上」なのか、骨子案から十分な説明がなされていない。P9に「5分の1以上」「6分の1以上」と並べて検討したと書いてあるが、なぜ「4分の1以上」なのか、詳細な理由を明らかにしてほしい。	本制度に基づく住民投票は、必要署名数が集まれば、議会の議決を要せずに実施することができます。そのため、現行制度における住民投票において、投票結果をもって議会が議決したものとみなすとしている合併特例法の必要署名数の要件である「6分の1以上」をひとつの基準とし、これより下げるとは、二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えました。また、地方自治法に基づき市長・議会に対して不信任を示すリコールを請求する場合の署名数は「3分の1以上」ですが、本市における住民投票制度はこれと同じ重さを持つまでとは言えないと考え、「6分の1以上」以上で、「3分の1以上」より少ない範囲で検討しました。市政運営は、二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくことが大前提です。そのうえで、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけています。その観点から、本制度が濫用されることは望ましくないと考えるため、前述の範囲内で最も高い要件である「4分の1以上」を必要署名数としました。
3	住民投票の請求	必要署名数について、なぜ投票資格者総数の「5分の1以上」「6分の1以上」ではなく「4分の1以上」なのか、詳細な理由を明らかにしてほしい。「本市の住民制度の趣旨を踏まえ」という理由は、「4分の1以上」という数字を定めた根拠にならない。	
4	はじめに	P2「3 骨子案の作成～条例素案の検討と今後の予定について」方向性の(4) 「投票資格者には外国籍住民を含みます」という方向性は非常に素晴らしいと思う。当然ながら住民＝日本国籍保持者ではない。差別的排除的な声に惑わされず、このまま進めていただきたい。	第六期長期計画で掲げている「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進するために、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍住民にも意見を表明していただく必要があると考え、条例素案のとおり、投票資格者には外国籍住民を含める方向で検討します。本制度を確立することで、さらに本市の市民自治が推進され、また、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力をしていくことを目指します。
5	はじめに	P3「4 住民投票実施までのおおまかな流れ」は、どの立場の、どの段階で、本文中の何が関係してくるのかが図にまとまらされていてわかりやすかった。条例制定時に冊子を作る際は、項目番号とともに該当ページを記載して掲載してほしい。	今後資料等を作成する際に、ご意見のとおり該当ページも表示するようにいたします。
6	はじめに	「住民投票制度検討の背景」の記述においては、他の自治体に遅れて、本市が「自治基本条例」制定に至った今日的意義が読み取れない。記述の加筆修正を再度求める。	「1 住民投票制度検討の背景」では、自治基本条例第19条に本市における住民投票制度の基本的な部分が規定されたことを受け、住民投票制度を確立すべく、住民投票条例（仮称）の制定に向けた検討を行うに至った経緯について、その概略を記載しています。自治基本条例の制定経緯、意義等については、武蔵野市自治基本条例逐条解説、自治基本条例PRビデオ・リーフレット等により、周知を図っているところです。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
7	はじめに	<p>懇談会では「外国人の投票権利」について、深く議論されている。グローバル化する社会における「市民・住民とは誰か」という「市民権の付与」について、記載する必要がある。</p> <p>骨子案に対する意見への市の考え方では、「市民権は参政権」と限定して解釈されていることがわかった。しかし現在、もはや国民にのみ与えられている市民権の発想は、グローバリゼーションの時代に適応しにくくなっていると指摘されている。市民権を巡る学際的な議論、二重国籍問題の今後等、庁内の議論が必要ではないか。グローバルな経済のみならず、地域経済や実際の生活における共生・多文化の課題や展望を、市民的合意を形成する場を設定することを強く求める。</p>	<p>参政権のうち最も一般的で重要なものは選挙権とされています。本制度の趣旨は、重要な問題について住民に意見を表明していただくものであり、選挙のように代表者を選ぶものではなく、投票結果に法的拘束力があるものでもない点で、選挙とは明確に位置付けが異なります。したがって、本制度を設けることにより、現行の法制度において外国籍の方に認められていない参政権や、市民権に当たるような新たな権利を付与することを意図するものではありません。</p> <p>なお、投票資格者に外国籍住民を含めることについては、無作為抽出アンケート、パブリックコメント、市民意見交換会、コミュニティセンターにおける意見交換会などによりご意見をいただくとともに、市議会とも様々な形で意見交換等を行い、それらを踏まえて庁内検討委員会において議論を行いました。</p>
8	はじめに	<p>住民投票条例の誤った行使により、人権侵害や権利拘束などの意図せざる結果を招くため、慎重に判断すべきとの深い議論があった。結果、常設型にする大義として「廃置分合・境界指定」と限定された「市政に関する重要事項」のみに限定し、「常設型」とする結論に至っていると理解している。極めて重要な論点であるため、加筆を求める。</p>	<p>自治基本条例の制定に向けて2年以上にわたって検討を行ってきた「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」においては、本市における住民投票制度導入の可否から議論され、アメリカの事例を挙げて、少数者に対する差別や権利侵害を招く危険性もある制度であるため慎重な検討が必要だという意見がありました。</p> <p>議論の結果、市民自治の推進を目的として、市の憲法事項である廃置分合・境界変更を実施しようとするときは、必ず民意に諮るという、本市独自の方向性が示されました。さらに、それ以外の市政に関する重要事項については、実施の要件としての必要署名数を高く設定したうえで、議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とするという方向性が示されたことから、条例制定に向けた検討を行ったところであり、その旨を条例素案4ページに記載しています。</p>
9	はじめに	<p>懇談会においては、住民投票は「拘束型」とすることは、日本国憲法においても地方自治法においても認めていないことを言及した上で、本市においては「諮問型」と位置づけ、最終的には議会が決めると議論されている。位置づけを明確に記載することを求める。</p>	<p>ご指摘のとおり、住民投票を「拘束型」とすることは、日本国憲法においても地方自治法においても認められていないことは、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」における議論の中で確認されています。その議論を踏まえ、条例素案28ページに「憲法及び地方自治法に基づく地方自治制度は間接民主制を基本としているため、住民投票の結果がそのまま市の意思決定となるような法的拘束力を持たせることができず、市長と議会はその結果を「尊重」し、市政へ反映させるかどうか議論したうえで意思決定する」と記載しています。</p>
10	はじめに	<p>「議会の議決を要せずに住民投票の実施を可能とする常設型住民投票制度」「伝家の宝刀」等の表現は、本条例を定める目的ではない。代表民主制である議会の権能を、著しく貶める印象を与えかねない。また、同時に市民の選挙権・被選挙権等の参政権をもおびやかす誤解を招きかねない。削除を求める。</p>	<p>本条例は、市民自治の推進を目的として、新たな自治の仕組みの一つとして制定するものです。市政運営は、二元代表制により行うことが大前提です。そのうえで、どうしても住民が納得のいかない場合に限り、実施の要件としての必要署名数を高く設定したうえで、署名が集まれば議会の議決を要せずに住民投票を実施することができる本制度は、二元代表制を補完するものです。本制度があることにより、市民と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力を行っていくことが期待されるものと考え、条例素案「1はじめに」でその旨を説明しています。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
11	1 目的	6番目の・「議会と市長等との審議がどうしても折り合わず、合意が得られる見込みがない」という状況で住民投票を行うことは、「議会と市長が決められないので市民に聞く」とも捉えることができ、これは本市の住民投票の趣旨と違うはずなので誤解のないような表現にすべき。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」としています（条例素案2ページ）。「議会と市長が決められないので市民に聞く」ことを意図して議会又は市長がこの制度を利用して住民投票を発議することはできません。
12	3 住民投票の対象となる境界変更の要件	住民投票の対象となる境界変更の規模は。現時点で境界変更を行う想定があるのか。	一つの丁目以上の規模で境界変更を行う場合としています。なお、現時点でその規模の境界変更を行う想定はありません。
13	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	住民投票の対象としないのは「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害する恐れのある事項」なのか、「特定の個人や地域に限定した事項」なのか、どちらなのか。	「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」が住民投票の対象外となります。
14	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	ある事項について住民投票の対象になるかならないかを判断するのは市長であるため、市長の判断基準が明確なものであることが求められる。住民意志をよりの確に反映し、地方自治を発展させるためには、できるだけ広い対象を認めることが必要。「住民全体の意思として明確に表明しようとする場合」も「よほどの事態」ではないと住民投票を行うことが認められないのか。	住民発議による住民投票の対象になる事項は、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」としており、除外規定に該当することが明らかな場合を除き、対象となると考えます。そのうえで「よほどの事態」であるかどうかは、集められた署名数によって決まるものと考えます。
15	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	「金銭の徴収又は給付に関する事項」を除外規定としたのはなぜか。	金銭の「徴収」を除外規定としたのは、地方税の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関する条例の制定や改廃の請求が地方自治法で直接請求の対象から除外されているため、その規定との整合性を図っているものです。金銭の「給付」についても住民投票にはなじまないと考えます。
16	4 自治基本条例第19条第2項に規定する市政に関する重要事項	除外規定の「～明らかな場合」は、市に都合の悪い申立てを取り上げないなど恣意的な運用につながる恐れがあるため、例えば別途内規で縛りを設けるなどしてはどうか。	住民投票に該当するかどうかを市長が判断する手続である代表者証明書の交付は、いわゆる行政処分当たると考えられます。市長が代表者証明書の交付を拒否する処分を行う場合は、武蔵野市行政手続条例の適用を受け、その理由を提示することが義務付けられることから、恣意的な判断によりこれを拒否することはできないと考えます。
17	5 住民投票の投票資格者	制度趣旨・制度意義から考えても、日本国籍を有している住民だけに投票資格を限るべきではなく、広く外国人にも投票資格を認めるべき。	第六期長期計画で掲げている「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進するために、同じコミュニティの中で共に生活している外国人住民にも意見を表明していただく必要があると考え、条例素案のとおり、投票資格者には外国人住民を含める方向で検討します。
18	5 住民投票の投票資格者	外国籍市民を投票資格者とすることは大賛成。基本的には、人間はどこに住もうと皆平等に扱われるべきだ。	本制度を確立することで、さらに本市の市民自治が推進され、また、市長と議会がともに市民の信託に応えるためのより一層の努力をしていくことを目指します。
19	5 住民投票の投票資格者	外国人を含める事については、今の時世を考えると自然な流れであり賛成。	

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
20	5 住民投票の投票資格者	<p>高齢化社会において、主に労働の担い手としての外国人の受入れを促進していかないことには、今後の日本社会は財政的に立ち行かないことは日を見るより明らかである。また、国際的な輸送手段の発達や旧社会主義諸国の市場参加、国際結婚の増加などになり、商取引レベルでも個人生活レベルでも国際化の波は身近になっている。</p> <p>「開かれた都市社会の形成」というテーマは今後の地方自治運営において非常に重要だと思う。街の活力の源として欠かせないものは人口であり、魅力ある街づくり→人口流入→街の活性化→魅力ある街づくり、というループ的な相乗効果が期待できると思う。多様な価値観に寛容で開かれた都市イメージは、街の魅力向上に大きく寄与するものではないか。</p> <p>私は外国人に投票資格を認めることは賛成派だが、否定派の方々も一定数以上おられることに十分な配慮を尽くして、もう少し議論に時間をかけても良いかもしれないと思う。</p>	<p>市民自治の推進を図るために検討を進めてきた本市の住民投票制度は、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明するためのものであるため、外国籍住民を除外する合理的な理由はないと考えています。</p> <p>本市では、第六期長期計画に基づき「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」の実現を目指して「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進していることも踏まえて、引き続き本制度の趣旨を丁寧に説明してまいります。</p>
21	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍の方への拒否感がある市民もいるのではないかと。日本国籍がなくても、市民であることに変わりがない。行政上のサービスを受け、何らかの形で貢献している。外国籍の方も一定の意見を持っていておかしくない、というのが寛容な考えではないか。</p>	
22	5 住民投票の投票資格者	<p>定住外国人は生活を共にし地域社会をつくる仲間なので排除されるべきではない。そもそも排他的・排他的なコミュニティは武蔵野市の目指すものではない。武蔵野市のコミュニティは個人が背景にかかわらず参加できる必要がある。</p>	
23	5 住民投票の投票資格者	<p>意見の分かれる問題だが、今日、投票資格の要件を市民の中で外国籍住民だけ別にする必要はない。</p>	
24	5 住民投票の投票資格者	<p>投票資格者に永住外国人を含むべきとの考えを一貫して示している。素案では、永住外国人よりもさらに広く、外国籍住民を日本国籍を有する住民と同様に扱うことは、法の下での平等にもかなう適切な考え方である。この方向で今後の議論が進められることを望む。</p>	

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
25	5 住民投票の投票資格者	<p>諮問型の住民投票制度であるため、代表者を選ぶ法的拘束力のある選挙とは別のものだと思う。住民自治の推進の観点で制定された自治基本条例において規定されてきたことから、同じコミュニティで過ごし同じ住民である人を国籍を理由に除くことは考えられない。また、住民投票制度は、武蔵野市がこれまで培ってきた住民参加や意見聴取の方法に新たに加わる仕組みであると考え、その仕組みだけに国籍を除外要件とする理由はないと思う。国政への影響が出るという意見もあるが、偏った内容であれば請求段階で認められないし、仮に住民投票が実施されることになったとしても、武蔵野市の住民力の高さを考えれば適正な判断がなされるものと信じている。住民自治の観点や多様性を認め合う社会、二元代表制を補完する制度として、この制度がより良い制度となることを願う。</p>	<p>市民自治の推進を図るために検討を進めてきた本市の住民投票制度は、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明するためのものであるため、外国籍住民を除外する合理的な理由はないと考えています。</p> <p>本市では、第六期長期計画に基づき「誰もが安心して暮らし続けられる 魅力と活力があふれるまち」の実現を目指して「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を推進していることも踏まえて、引き続き本制度の趣旨を丁寧に説明してまいります。</p>
26	5 住民投票の投票資格者	<p>住民投票の投票権について、外国籍市民を入れることについては賛成です。4で住民投票の対象外となるものを定めていることや投票結果に法的拘束力がないこと、結果を踏まえてきちんと議会が審議することを考えると、「外国に乗っ取られる」という一部の意見が実現することはないと思う。</p>	
27	5 住民投票の投票資格者	<p>投票資格者に外国籍住民も含めることについて、懇談会で「国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に問題になる可能性はある」という意見が挙げたとあるが、外国籍住民ばかりが「国益に関する～可能性はある」とは限らない。そもそも何が「国益」なのか考え方は色々で国籍は関係ない。その発想自体が差別的排他的で、武蔵野市民の良識を疑われると思う。</p>	<p>ご指摘の意見については、外国籍住民を投票資格者に含めることについて慎重であった委員から出されたものです。</p> <p>懇談会では、外国籍住民を投票資格者に含めることについて、賛否両論の議論がされました。市としましては、懇談会の議論を基に検討を進めたうえで、第六期長期計画において、まちづくりの基本目標のひとつとして「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を掲げたことを踏まえ、市民自治推進の観点から外国籍住民を投票資格者に含める方向で検討しています。</p>
28	5 住民投票の投票資格者	<p>投票資格者に外国籍住民も含めることについて、懇談会で「国益に関するようなものについて住民投票が行われることとなった場合に問題になる可能性はある」という意見が挙げたとあるが、「国益に関するようなもの」なら更にその上に国政という弁があるので、そのような心配はあまり現実的ではないと考える。</p>	<p>素案では、住民投票の対象としない事項として「市の権限に属さない事項」を挙げています。ただし、署名要件を満たした場合は、例え国が権限を持つ事項だとしても、それに対する意思を住民全体のものとして表明する場合には、それを妨げることは市民自治の観点から適当ではないと考え、住民投票を可能としています。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
29	5 住民投票の投票資格者	住民投票に外国人参政権を認める必要はない。外国人を認めないのは差別ではない。武蔵野市の市政とはいえ土地の問題は領土問題であり、外国人に意見される必要はないと考える。	
30	5 住民投票の投票資格者	外国人参政権に向けての蟻の一穴となりうる危険な条例だと思う。反対意見は外国籍者を市民と認めないということではなく、参政権を付与することに反対しているのである。外国籍住民の意見は別枠でヒアリングを行い、日本国籍者が日本人住民の自治を損ねない範囲で市政に反映すればよいではないか。	
31	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国籍住民を含めると、住民の利益だけでなく、日本の国益を著しく損なう。納税者なのになぜ投票権がないのかと言う人もいるが、税金は公共サービスに使われるのではあり投票権を買っているわけではない。外国人に投票権を与えれば、武蔵野市が日本ではなくなる可能性がある。外国人に参政権を与えようとしているのは日本だけである。世界が認めないことをなぜ武蔵野市はやろうとするのか理解できない。	参政権のうち最も一般的で重要なものは選挙権とされています。本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。本制度は、あくまでも二元代表制を補完する制度であるため、住民投票が行われた場合でも、最終的には選挙で選ばれた市長と議会が審議を行い、重要事項を決定していくことに何ら変わりはありません。
32	5 住民投票の投票資格者	投票資格者に外国人を含めることは、憲法に規定されている国民権に抵触する。参政権は国民の権利であり、地方自治体であっても外国人の意図に左右されることがあってはならない。このような懸念を残したまま原案が作成されたことで市政に大きな不信感を持った。	したがって、現行の法制度において外国籍の方に認められていない参政権を付与するものではなく、また、違憲性のあるものではないと考えます。
33	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民が増えており、意見を伺うことは必要だが、投票権は日本国籍住民に限ることを守っていただきたく、断固反対する。多様性の尊重のためにも、日本の文化、秩序、主権に対して、危機感を持っていただきたい。	これまで市民参加の手法として行ってきたアンケートや意見交換会、パブリックコメント等の手法に新たに加えられるものである本制度において、外国籍住民の意見を除く合理的な理由はないと考えます。
34	5 住民投票の投票資格者	外国籍の方は、それぞれの国籍を有する国や地方自治体に選挙権があるのに、居住地である日本の地方自治体へ投票権を認めるのはおかしいし適切ではないと思う。人数の多い国の方が発議し、投票することができるようになると人数の多い国の人々の意見が反映される恐れがある。性善説で、外国人の方の意見も取り入れればより幅広い人が恩恵を受ける施策が作れると考えられているのかもしれないが、国や地方自治の投票権については、悪用される場合も想定して外国籍の方の発議権、投票権は認めないで欲しい。 日本国憲法では外国人参政権を認めていないので、地方自治体もそれに準じて欲しい。	

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各党派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
35	5 住民投票の投票資格者	<p>容易な条件で外国人が参政権を得られることが周知されてしまえば、将来的に外国人が武蔵野市に流入し、外国人に有利な条例を制定されることも現実味を帯びてくる。主権者は日本人であるため、日本国憲法に反してまで外国籍住民に阿る必要性やメリットなどない。コロナ禍でこのような無責任な条例が作成される恐れがあることに、大変憤りを覚える。</p>	<p>参政権のうち最も一般的で重要なものは選挙権とされています。本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。本制度は、あくまでも二元代表制を補完する制度であるため、住民投票によって条例が制定されるわけではなく、投票結果を踏まえて、最終的には選挙で選ばれた市長と議会が審議を行い、重要事項を決定していきます。</p> <p>したがって、現行の法制度において外国籍の方に認められていない参政権を付与するものではなく、また、違憲性のあるものではないと考えます。</p> <p>なお、国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないよう、署名要件や成立要件を高めに設定しています。</p>
36	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民が不当に扱われ、不便な生活を強いられることは望まないし、出来る限り日本人と同じ市民サービスを受けられるべきだと考える。しかし、外国籍住民に投票資格を与えることは非常に危険である。武蔵野市を外国籍住民にとって都合の良い街に作り変えようと多くの外国人が意図的な悪意を持って大量移住してくる恐れは十分に考えられる。性悪説で慎重に制度を作成しなければならないのではないか。</p> <p>外国籍住民から暮らしに対する不満や改善を求める声があるなら、意見交換する場を市が設ければ済む話であり、それを行わないのであれば市の怠慢である。</p>	<p>国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないよう、署名要件や成立要件を高めに設定しています。都市部において人口密度の高い本市においては、特定の集団が大量移住し、前述の実施要件や成立要件に影響を与えるという可能性は極めて低いと考えます。</p> <p>また、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけたうえで、除外規定を設けています。除外事項のひとつに「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めているため、恣意的な内容の住民投票について署名収集が行われることはありません。</p> <p>なお、条例に基づく住民投票の結果には、法的拘束力を持たせることはできません。成立した結果をどのように取り扱うかは市長と議会が決定するものであり、投票結果全体を見て判断することとなります。</p> <p>ご意見のとおり、市ではこれまでもさまざまな政策等の立案及び決定の段階において、外国籍住民も対象に含めたアンケートや意見交換会等を実施してきました。これまでの市民参加の手法も含め、引き続き自治基本条例に定める基本原則（情報共有、市民参加、協働、計画に基づく市政運営）に則り市民自治を推進してまいります。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
37	5 住民投票の投票資格者	日本における外国人による土地の買収が問題視され、ゆくゆくは日本人が外国人に追い出されかねないような状況でこのような条例には賛成できない。	国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないよう、署名要件や成立要件を高めを設定しています。都市部において人口密度の高い本市においては、特定の集団が大量移住し、前述の実施要件や成立要件に影響を与えるという可能性は極めて低いと考えます。
38	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民に投票権を付与することには多くの課題がある。今後の外国籍市民の割合によっては、外国籍市民の署名だけで住民投票が行われることもあり得る為、慎重な対応が必要。市の将来を左右する投票を行う場合、権利を行使するなら、永住の意思があるとして日本国籍を取得して投票してほしい。アンケート結果を見ると賛成が7割だが、あくまで回答者数509名である。住民投票を機能させていくためには、住民の市政参加が欠かせず、情報公開、情報提供、広報、広聴に力を入れてほしい。	また、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけたうえで、除外規定を設けています。除外事項のひとつに「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めているため、恣意的な内容の住民投票について署名収集が行われることはありません。 なお、条例に基づく住民投票の結果には、法的拘束力を持たせることはできません。成立した結果をどのように取り扱うかは市長と議会が決定するものであり、投票結果全体を見て判断することとなります。
39	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民を含めることについてのリスクをどう考えているのか。	引き続き、自治基本条例に定める基本原則（情報共有、市民参加、協働、計画に基づく市政運営）に則り市民自治を推進してまいります。
40	5 住民投票の投票資格者	安全保障の観点から、国籍の要件も公職選挙法と同様に日本国民に限るべきと考える。	引き続き、自治基本条例に定める基本原則（情報共有、市民参加、協働、計画に基づく市政運営）に則り市民自治を推進してまいります。
41	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民に投票権を付与するか否か、には多くの論点があり、一自治体の法的拘束力を持たない住民投票であっても、メリットデメリットを明確にする議論を尽くさないまま、軽率に投票権を付与することには反対する。一旦、外国籍住民に投票権を付与したのちに問題が浮上しても、投票権を停止することは容易ではないと思われる。	本市における住民投票制度については、懇談会において大きな方向性が示されましたが、投票資格者に外国籍住民を含める否かについては今後整理すべきこととされました。これを受けてより具体的な検討を行った結果を、骨子案として令和3年2月に公表しました。骨子案に対していただいた様々なご意見を踏まえて、さらなる検討を行ったものが令和3年8月に公表した条例素案です。条例素案に対してもパブリックコメントや市民意見交換会、市議会からの意見聴取を行い、お寄せいただいた意見を十分に考慮したうえで、条文に明記することを検討します。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
42	5 住民投票の投票資格者	<p>住民投票は、二元代表制を補完するもので、その結果を市長と議会は尊重しているため、事実上の参政権と捉えることが可能。投票資格者は選挙権と同様が望ましいと考える。</p> <p>外国籍住民の投票権付与の根拠のひとつとして納税をあげるならば、外国籍の方で投票権を付与するのは納税する方に限らないと整合性がとれないのではないかと。</p> <p>また、日本で生活して日の浅い外国籍住民にとっては言語の問題があり、正しい理解で投票できるような手当が必要と思うが本素案では示されていない。コミュニティにとけこみ、地域課題や特性を理解するには、永く武蔵野市に居住し今後も定住する意思を持っていることが前提である。外国籍住民に投票権を与えるにしても永住者限定や3年、5年以上居住・納税しているなどの条件の見直しを求める。</p>	<p>本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、二元代表制を補完する制度ではありますが、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。</p> <p>市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、ともに地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えております。また、市としては、「外国籍住民も納税者であるため投票資格者とするべきである」とは考えておりません。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、市からの情報提供においては、言語の問題により市民間の情報格差が生じることがないように配慮しなければならないと認識しています。</p> <p>外国籍住民に限定した要件を設定するか否かについては、日本国籍住民であれば、基準日時点で転入してから3か月経過したばかりの方や翌日に転出予定の方であっても投票資格がある一方で、外国籍住民にのみ永く住み続けることを要件とすることには明確な合理性がないと判断しました。</p>
43	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民には、在住期間や在留資格の要件を設けるべき。</p>	<p>日本国籍住民であれば、基準日時点で転入してから3か月経過したばかりの方や翌日に転出予定の方であっても投票資格がある一方で、外国籍住民にのみ永く住み続けることを要件とすることには明確な合理性がないと判断しました。</p>
44	5 住民投票の投票資格者	<p>投票資格者の年齢に関しては公職選挙法を用いている一方で、外国籍を対象にすることの説明が不十分である。一部の国が意図をもって住民を大量に移民させ、市政に影響を及ぼすことは無いか懸念である。そのような懸念がないことを文言に残すべきである。</p>	<p>本制度の趣旨は「意見の表明」であり、投票という手法を用いることから、事務手続の部分では公職選挙法や地方自治法に準じることとしています。</p> <p>一方で、国籍にかかわらず、特定の集団の流入により、その集団に有利な結果が導かれることがないように、署名要件や成立要件を高めに設定しています。都市部において人口密度の高い本市においては、特定の集団が大量移住し、前述の実施要件や成立要件に影響を与えるという可能性は極めて低いと考えます。</p> <p>また、住民投票の対象となる「市政に関する重要事項」は「市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」と定義づけたうえで、除外規定を設けています。除外事項のひとつに「特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項」と定めているため、恣意的な内容の住民投票について署名収集が行われることはありません。</p> <p>なお、条例に基づく住民投票の結果には、法的拘束力を持たせることはできません。成立した結果をどのように取り扱うかは市長と議会が決定するものであり、投票結果全体を見て判断することとなります。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
45	5 住民投票の投票資格者	<p>住民投票自体は「公職選挙法に基づく選挙に準じて行う」としているのに、住民投票条例については外国籍住民にも投票権があるのは矛盾している。公職選挙法で外国籍住民に参政権はない。</p> <p>国の公職選挙法＞武蔵野市の住民投票であり、国の公職選挙法を順守するのが大原則。</p>	<p>現行の選挙制度において、外国籍の方に選挙権が認められていないのは、ご指摘のとおりです。</p> <p>本制度は、投票という手法を用いることから、事務手続の部分では、公職選挙法や地方自治法の規定を参考にしていますが、本制度の趣旨は住民の「意見の表明」であり、「代表者を選ぶ」選挙とは位置付けが明確に異なります。</p> <p>したがって、投票者の資格について、公職選挙法と一致させなければならないものではなく、住民投票の投票資格者に外国籍の方を含めることが、公職選挙法の規定に矛盾するものではありません。</p>
46	5 住民投票の投票資格者	<p>私を知りうる限りにおいて、外国において外国人の投票権を付与している国・自治体はない。いくら住民で納税していても、それはあくまでも外国に住まわせてもらっているというのが常識である。地方自治体の自治を外国人にゆだねるようなことは、あってはならない。少ないからいいという意見もあるが、「アリの一穴」になる。外国人は、あくまでも一時的滞在者の扱いである。7割近い賛成とあったが、議論が必要である。</p>	<p>本市における住民投票制度については、懇談会において大きな方向性が示されましたが、投票資格者に外国籍住民を含める否かについては今後整理すべきこととされました。これを受けてより具体的な検討を行なった結果を、骨子案として令和3年2月に公表しました。</p> <p>市としては、「外国籍住民も納税者であるため投票資格者とするべきである」とは考えておりません。また、本市の自治を外国人にゆだねるという意図は全くなく、市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、ともに地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えております。</p> <p>骨子案に対して無作為抽出アンケートを含めていただいた様々なご意見を踏まえて、さらなる検討を行ったものが令和3年8月に公表した条例素案です。条例素案に対してもパブリックコメントや市民意見交換会、市議会からの意見聴取を行い、お寄せいただいた意見を十分に考慮したうえで、条例案を市議会に上程します。</p> <p>なお、諸外国における地方参政権（選挙権・被選挙権）としては、一定の条件ですべての外国籍住民に認めているケースや、特定国出身の外国籍住民に限定して認めているケースがあります。</p>
47	5 住民投票の投票資格者	<p>選挙権がない外国籍住民に対して住民投票の権利を与えている国はあるのか。意思表示の権利が増えることは良いことだが、選挙と住民投票の制度に相違があることに違和感がある。</p>	<p>選挙権がない外国籍住民に対して住民投票の権利を与えている国については確認できておりませんが、外国籍住民による市政参加制度は存在しています。</p> <p>本市の住民投票制度は、市民自治の推進の観点から確立する制度であり、投票結果に法的拘束力はありません。また、二元代表制を補完する制度ではありますが、「意見を表明する」ための本制度と、投票結果に法的拘束力がある「代表者を選ぶ」ための選挙は、明確に位置付けが異なるものです。</p> <p>市全体にとって重要な事柄について、住民全体で考え、賛否を問うというときに、ともに地域に住み、課題を共有する外国籍住民を含めないことは、本市の自治の原則に照らしてふさわしくないと考えております。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
48	5 住民投票の投票資格者	<p>現在の市長選挙及び市議会議員選挙の低い投票率は、果たして市民の信託を受けた市長、市議会議員といえるのか。市長選、市議選の投票率が低すぎるため、限られた有権者が投票した人物が市長や市議会議員に選出されており、今後の投票率が上がらない限り、住民投票条例は時期尚早だと考える。極端な結果を生じる可能性が否定できず、武蔵野市民にとって住民投票は不利益になると考える。</p>	<p>住民投票の対象になる事項は、「武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの」としたうえで、除外規定を設けています。また、本制度の趣旨を鑑みて、必要署名数や成立要件を定めることから、武蔵野市民にとって不利益が生じる恐れはないと考えています。</p>
49	5 住民投票の投票資格者	<p>第六期長期計画のまちづくりの基本目標（「多様性を認める」など）の実現と外国籍住民に投票資格を認めることは別の議論である。自治基本条例では、個別の制度における市民の定義はそれぞれの条例で定義するとなっており、住民投票以外ではほとんどが外国籍住民も対象となっている。</p> <p>素案では、住民発議による住民投票が行われるのは「よほどの事態」に限られると記されている。そうであるならば、そのよほどの事態を招いた市長または議会に対して、自ら選挙した有権者が直接民主主義の一環として住民投票を行うことが適切であり、そこに有権者以外の投票資格者を認めるのはダブルスタンダードとなる。</p> <p>住民の意見表明の場であるという議論もあるが、現在でも市長は手紙や議会への陳情・請願など市や議会への意見表明の場は確保されており、住民投票の投票資格の有無とは違う議論であると考えます。</p>	<p>第六期長期計画は、令和2年度から11年度までの10年間の市政運営の指針であり、市が目指すべき方向性や取り組むべき政策を定める市の最上位計画として策定されました。したがって、住民投票制度の検討を行うにあたっては、長期計画と整合性を図る必要があると考えました。</p> <p>本市における住民投票制度は、あくまでも市民自治の推進を目的としており、二元代表制による間接民主主義を補完するものと位置付けています。市長または議会に対して、有権者が直接民主主義の一環として行うリコールとは異なり、市政に関する重要事項について（廃置分合・境界変更を行う場合を除いて、一定の署名数が集まれば）議会の議決を要せずに住民投票を行うこと、成立した結果については市に尊重義務があることが、自治基本条例で定められた本市における住民投票制度です。あくまでも市政運営は二元代表制で行うことが大前提であるため、本制度が濫用されるべきではないことから「よほどの事態」と表現しています。</p> <p>投票資格者については、条例素案に記載のとおり、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを推進するためには、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の方にも意見を表明していただく必要があると考えることから、適法に在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方の投票資格は日本国籍の方と同様とする方向で検討します。</p>
50	5 住民投票の投票資格者	<p>市民の定義に国籍の要素がないことが投票権を外国籍市民に付与する理由になるとは考えられない。投票資格者以外の方の意見を把握できるシステムを確立することで18歳以下の市民と同様に外国籍を持つ市民への対応もできるのではないかと。多様性に重きを置き、日本の特色をなくしていくような政策には反対する。</p>	<p>住民投票制度は、これまで本市が市民参加の手法として行ってきた意見交換会、パブリックコメント、各種アンケート、市民意識調査などに新たに加えられるものであり、本制度に限って外国籍住民を対象から除くことは合理的な理由はないと考えます。</p> <p>また、条例素案に記載のとおり、多様性を認め合う支え合いのまちづくりを推進するためには、同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の方にも意見を表明していただく必要があると考えることから、適法に在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方の投票資格は日本国籍の方と同様とする方向で検討します。</p>
51	5 住民投票の投票資格者	<p>市民の定義に国籍の要素がないからと言って、住民投票条例において投票権を外国籍住民に付与する理由にはならない。日本国民の定義（日本国籍を所有する者）を満たし、なおかつ、武蔵野市民の定義を満たす者に投票権があると考えます。</p>	<p>同じコミュニティの中で共に生活している外国籍の方にも意見を表明していただく必要があると考えることから、適法に在留資格が認められ、本市に住民登録のある外国籍の方の投票資格は日本国籍の方と同様とする方向で検討します。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
52	5 住民投票の投票資格者	<p>「市民権」に関わる重大事案である。多国籍国家である米国や多国籍国家政策に取り組んだ英国の事例を踏まえて、共生社会の表裏を自治体が背負う覚悟と骨格を明確にしていきたい。</p> <p>すでに本市においても、3,223名の外国籍の市民がおり、今後の家族結合によっては、人口構成に影響を与える重大要素である。また、当然のことながら、経済活動を伴うことから、今後他の事象も想定して慎重な判断が求められる。本条例の権能を鑑みれば、住民自治のルールであっても、法治国家の法制度の枠を超えて、独自の治外法権領域を形成することは、他の法体系と市民生活の秩序と混乱に影響を及ぼすものとする。</p> <p>居住地登録年限の妥当性を示し、根拠を法令と結びつける必要がある。再考を求める。</p>	<p>市民権とは、特に参政権を指して用いられる用語であると理解しています。</p> <p>住民投票の請求に必要な署名数は、要件を高く設定することで、一部の住民にのみ利益を誘導するようなことはできないようにしています。また、外国籍住民を含めた住民投票の結果に法的拘束力はなく、住民投票の結果を踏まえて市政の重要事項に関して決定するのは、選挙による信託を受けた市長と議会であり、現行の二元代表制の仕組みを否定するものではありません。</p> <p>住所要件としては、公職選挙法の規定に準じて「引き続き3か月以上」とする方向で検討しています。懇談会において、外国籍住民のみ追加の要件（3年以上在住等）を設けるべきではないという議論があったことも踏まえ、日本国籍住民であれば、基準日時点で転入してから3か月経過したばかりの方や翌日に転出予定の方であっても投票資格がある一方で、外国籍住民にのみ永く住み続けることを要件とすることには明確な合理性がないと考えます。</p>
53	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民の意見を取り入れるための方法として、なぜ住民投票である必要があるのか。</p>	<p>本制度は、外国籍住民の意見を取り入れるための方法として確立するものではなく、あくまでも本市の市民自治を推進するためのひとつの手法であり、これまで市民参加の手法として行ってきたアンケートや意見交換会、パブリックコメント等の手法に新たに加えられるものです。二元代表制で市政運営を行うことや「情報共有」「市民参加」「協働」「計画に基づく市政運営」が自治の基本原則であることに変わりはありません。</p>
54	5 住民投票の投票資格者	<p>外国籍住民について、名簿調製時に在留資格があるが投票日前に在留期限を迎える人はどう扱うのか。投票所での名簿対照時に正確に判定できるのか。また、日本語で会話できない方への投票所でのサポートをどうするのか、記述式の投票で日本語以外で記載された場合の審査をどうするか検討が必要と思われる。</p>	<p>条例素案21ページ（21 投票資格）で示しているとおり、投票資格者名簿に登録をされた方であっても、投票日（期日前投票や不在者投票を行う場合には、実際に投票を行う日）に、投票資格者でない方については、投票をすることができません。具体的な運用については、選挙管理委員会と調整を行います。</p> <p>なお、投票の方法は、「投票用紙の選択肢から一つを選択し、所定の欄に○の記号を自書」する方向で検討しています。点字投票などの一部の例外を除き、記述式での投票が行われることはありません。</p>
55	5 住民投票の投票資格者	<p>投票資格者に外国籍住民を含めるため、投票に際し必要な情報が提供されることが求められる。言語の問題などで市民の間に情報格差が生じると、投票において不利益を生じることも考えられる。外国籍住民の情報アクセス権を保障するために、市のサポート体制などを構築することを求める。</p>	<p>ご指摘のとおり、市からの情報提供においては、言語の問題により市民間の情報格差が生じることがないように配慮しなければならないと認識しています。</p>
56	5 住民投票の投票資格者	<p>自治基本条例で定義している「市民」で、投票資格者に含まれない子どもや事業者の意見等をどのように聴いていくのか。</p>	<p>投票資格者に含まれない子どもや事業者の意見等を伺う方法として、パブリックコメントやアンケート調査による意見聴取のほか、ワークショップや意見交換会の実施など、住民投票以外のさまざまな市民参加の手法の中で意見聴取の機会を設けていきたいと考えます。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
57	5 住民投票の投票資格者	今後、子どもの権利に関する条例が制定される流れの中で、どう連動するのか。	子どもの権利に関する条例の制定に向けた議論が進められていることについて、その検討経過を注視しつつ、今後の社会情勢の変化等も踏まえ、住民投票制度の見直しを行っていくことは可能だと考えています。
58	5 住民投票の投票資格者	子どもの権利条約では子どもは意見を聞かれる権利がある。住民投票の結果は未来に影響が現れるものだが、子どもの意見はどのように取り込まれるのか。	市ではこれまでも中高生向けのワークショップやアンケートの実施等により、意見聴取の機会を設けてきました。住民投票の結果に基づく市政運営においても、引き続きさまざまな市民の皆様からの意見を聴きながら進めていくことが必要と考えています。
59	5 住民投票の投票資格者	年齢要件を「年齢満18年以上」とした根拠は理解するが、子どもの人権の観点から「年齢要件に満たない子どもの意見も聞くことができる仕組み」を作ってほしい。	市では、将来を担う中高生世代がまちや地域活動などに関心を持ち、市の取組みに関する理解を深めたり、今後のまちづくりについて提言を行うことを目指す中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ」を実施しています。また、これまでもアンケートや意見交換会、出前講座の実施等により、18歳未満の子どもたちから意見を聴く機会を設けてきたため、引き続きこれらの機会や手法を活用していきたいと考えています。
60	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民の投票を認める一方で、対象年齢については公職選挙法に準じて18歳以上としている理由な何か。対象年齢の引き下げについて、検討してはどうか。	年齢要件については、「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会」において、公職選挙法の要件から拡大するには、その範囲を相当の合理性をもって定めることは困難であるため、将来的に可能性を残しながら、公職選挙法に準じることとされました。また、一人一票同一の条件で行う住民投票における主体的な意思の表明という観点から、民法改正に伴う成年年齢引き下げにより、18歳から親の監護義務がなくなることを踏まえ、現時点において18歳以上を年齢要件とすることは妥当であると考えています。 一方、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、条例制定後も制度を見直していく可能性はあると考えています。
61	5 住民投票の投票資格者	投票資格がない「市民」がいることとのバランスを図るために、請求や投票に何らかのトラブルや懸念が生じた際には、居住実態を調査するといった歯止めを設けておくことはどうか。	住民投票の請求や署名を行うことができる投票資格者は、本市の住民基本台帳に3か月以上記録されている満18歳以上の方になります。住民投票実施の手続において、居住実態に疑義が生じた場合は、住民基本台帳法に基づく居住実態等の調査を行うことができます。
62	5 住民投票の投票資格者	外国籍住民の人数を明確にしてほしい。	令和3年11月1日時点における、本市の外国籍住民の人口は3,098人です。なお、外国籍住民の人口は、本市ホームページに掲載しております。 http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/034/417/gaikokujin202111.pdf

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
63	5 住民投票の投票資格者 6 住民投票の請求	骨子案に対して、発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し、「首長」には決して発議権限を持たせるものではないことを厳格に明記することを求め、これについては明記された。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」としています。
64	6 住民投票の請求	発議主体は、本条例で定めた「市民」に限定し「首長」には決して発議権限を持たせるものではないことを厳格に明記していただきたい。骨子案に対する意見の中に同様の意見があり、それに対する市の考え方として市長や議会に「発議権限」を持たせるものではないと記されているため、それを条文に明記し、後日解釈の変更が無いようにしていただきたい。	本市の住民投票制度は、市民自治の推進を目的としていることから、廃置分合・境界変更を行う場合を除き、発議できるのは「住民のみ」としています。この点について、条文上明記する方向で検討いたします。
65	6 住民投票の請求	市長の発議を認めていないのはなぜか。	懇談会においては、執行機関である市長に住民投票の発議権を認めることは、議会に対する強い牽制となることから、認めるべきではないという意見がありました。市政は、二元代表制として選挙により住民からの信託を受けた議会と市長とが、市民の意思を把握したうえで審議を尽くして合意形成し運営していくことが大前提です。これらを踏まえ、発議できるのは住民のみとしています。
66	6 住民投票の請求	検討結果は尊重したいが、3万超の署名はとて多いと考える。乱用は良くないが、もう少しハードルを下げる、可能なら10分の1以上とすることが望ましい。	現行制度における住民投票において、投票結果をもって議会が議決したものとみなすとしている合併特例法の必要署名数の要件である「6分の1以上」をひとつの基準とし、これより下げるとは、二元代表制の意義を踏まえ、適当ではないと考えました。
67	6 住民投票の請求	署名要件の高さは、制度の濫用防止の観点から理解できなくはないが、実際の投票率を考えるともう少し少なくともよいのではないか。	本制度においては、必要署名数が集まれば、議会の議決を要せずに、住民投票を実施することができます。市政運営は二元代表制として住民の信託を受けた市長と議会が責任をもって行っていくという大前提があるため、議会の議決を要せずに住民投票が実施されることは相応な重みをもつものと考えました。そのため、実施にあたっての必要署名数の要件は、一定以上の厳しさをもったものであるべきという前提で検討を行い、「4分の1以上」とする方向で検討しています。
68	6 住民投票の請求	外国籍住民に投票権を与えることで、自分たちの有利になるよう住民票を移して票を集め、外国人に有利な制度とされてしまうことなどを懸念する意見があるのを見ている。しかしこれは、外国人に限らず、日本人であっても同じことが考えられる。そういった点では、制度の濫用を防止するため、現状最も厳しい要件とした1/4以上とすることに賛成する。	条例素案で示したとおり、必要署名数は投票資格者の「4分の1以上」とする方向で検討しています。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
69	6 住民投票の請求 9 署名等を求める手続	必要署名数は、4分の1以上よりも少なくすべきだと求めている。たとえ必要署名数が投票資格者の4分の1以上と高いハードルでも署名収集期間が2か月確保されているので不可能なハードルではないという考え方もあるが、署名は2か月間均等に集まるわけではない。 必要署名数「4分の1」と署名収集期間「2か月」の関係の合理性については、もう少し検討が必要だと考える。	署名の収集期間については、住民一人ひとりが住民投票の請求の趣旨や市政について考える時間を確保したうえで、署名収集が行われる必要があると考えます。また、地方自治法の規定に基づく直接請求では、都道府県及び政令指定都市における署名収集期間が2か月以内とされていることも参考にしました。
70	7 住民投票の形式	投票形式は、「はい」「いいえ」を選択するものか。	本市の住民投票の選択肢は、二者択一で、原則として賛成・反対を問う形式としたうえで、案件によっては、AかBかを選択する形式も可能としています。
71	8 代表者証明書の交付等	「当該請求事項が市政に関する重要事項である」という判断をするのは市長だけなのか。判断しにくい微妙な内容だった場合も市長のみが可否の判断をするのか。例えば第三者の法律家や、選管が判断に関与することは想定しないのか。	住民投票に付する事項が「市政に関する重要事項」であるかどうか、除外規定に該当するかどうかの判断を行うのは市長です。本制度のためだけに第三者による関与の仕組みを設ける必要はないと考えています。 なお、代表者証明書の交付申請における市長の判断については、行政不服審査法に基づく第三者機関による審査の機会が設けられていると考えます。
72	8 代表者証明書の交付等	除外規定（6）の乱用を心配している。門前払いを防ぐ乱用防止の措置が必要である。どの項目に照らして除外するか広報し、行政だけの決定でなく、第三者機関で除外するか否かを定めるべきではないか。	また、必要署名数が集まれば市政に関する重要事項であると考えられることから、除外規定は市長が恣意的に除外することのないよう担保する必要があり、除外要件を列挙するほか、「住民投票に付することが適当でないことが明らかな事項」と条文に明記する方向で検討し、今後作成する資料等で考え方を説明します。
73	8 代表者証明書の交付等	P11 説明欄の5番目の・「当該請求事項が市政に関する重要事項であること」に、「かつ除外規定に該当しないこと」を加えたほうが良いと思う。	今後資料等を作成する際に、ご意見のとおり加えたいと考えます。
74	9 署名等を求める手続	P13 4番目の・「地方自治法の規定に基づく」は「地方自治法と同等の」にしたほうが良いと思う（自治法はあくまでも参考なので）。	ご意見のとおり、あくまでも地方自治法の規定は参考となりますので、今後資料等を作成する際には表現に注意します。
75	9 署名等を求める手続	必要署名数が多いので、署名収集期間は3か月にしてはどうか。	署名収集期間を3か月とすることも検討しましたが、署名から投票までの期間が長期化することにより、住民の投票への興味関心や意欲が薄れてしまうことが懸念されることと考えました。また、本市より人口の多い自治体においても、署名収集期間を2か月以内としていることから、3か月は適当ではないと考えています。
76	10 署名収集における禁止事項	居住実態がない者が署名に関わった場合などについても想定が必要ではないか。それとも、住民基本台帳に記載があり納税や電気・水道等ライフラインと契約し使用・支払い実績があれば居住実態を問うつもりはないのか。	居住実態に疑義がある場合は、住民基本台帳法に基づく調査が可能なので、必要に応じて調査を行うことを考えています。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
77	10 署名収集における禁止事項	実際に愛知県知事リコールの際に署名偽造が行われてしまったので、必要なことだと思う。	ご意見のとおり、愛知県知事リコールにおける署名偽造問題を受け、署名等の収集の際に、買収や強迫等により署名者の自由な意思が拘束される行為や、市民の平穏な生活環境を侵害する行為を行ってはならないとする旨を条文に明記する方向で検討します。なお、署名収集における脅迫や暴行、署名偽造などの悪質なものは、刑法の処罰規定（刑法第167条など）が適用されるものと考えています。
78	10 署名収集における禁止事項	「理念規定」とは、罰則がないという意味か。規則に具体的に規制する禁止事項を盛り込めば、「理念規定」というよりも具体的な制限規定となるのではないか。できるだけ規制する事項は少なくすべき。	お見込みのとおり、罰則のない規定となります。 「市民の平穏な生活環境を侵害する行為」の基準など、何が禁止事項にあたるのかといった必要最小限の禁止事項は規則に明確に示すべきと考えます。
79	11 署名簿の提出等	本文中に「審査名簿」という言葉が出てくるが、説明は次の12でしか記載されていない。こちらにも説明があるとわかりやすい。	ご意見を踏まえ、条文には審査名簿の調製における説明と内容がつながるように条文に明記する方向で検討します。
80	13 署名等の審査等	「等」が重なって使用されているが、これは条例の記載方法としてあり得るのか。	「署名等の審査等」のように、「等」が重なって条文に記載されることはあります。
81	13 署名等の審査等	「署名簿を請求代表者に返付しなければなりません」とあるが、理由を知りたい。	署名等の審査は、請求代表者が提出した署名簿に署名等をした方が、市長が調製する審査名簿に登録されていることを証明するために行うものであり、その証明を受けた署名簿を添えて住民投票の実施請求を行うため、請求代表者に署名簿を返付するものです。これは、地方自治法の直接請求の手続になっています。
82	13 署名等の審査等	仮に「署名簿を請求代表者に返付しなければなりません」ののだとしたら、審査名簿調製後に請求代表者が署名簿を偽造・改編など悪用されないよう、署名簿の写しをとってから返付するなどの対策が必要だと思う。	ご意見として承ります。なお、事務手続等の細かな内容につきましては、今後規則の制定や実務マニュアル等を作成する際に検討します。
83	15 署名等の効力	何人（なんびと）であるかを確認し難いケースとして、外国籍住民が住民基本台帳上の氏名のアルファベットまたは漢字以外の文字で署名を行うということが起こる可能性がある。日本国籍住民も含め、もし住民基本台帳上の氏名や文字表記以外で署名をした場合は無効の可能性があることを加えてはどうか。	署名簿に署名する自己の氏名の有効性について、住民基本台帳上の記載事項に限定してしまうと、漢字と平仮名の違いや、漢字の旧字体、略字との違いなど（例：齋藤と斉藤など）により、実際に本人が記載していても無効となってしまうケースが増えることが懸念されます。署名等の審査については、氏名、住所、生年月日の3点から確認すべきと考えます。
84	15 署名等の効力	P18 署名を無効とする際に、異議の申し立てが前提となっているが、例えば明らかに同じ筆跡が連続している場合など、署名審査の段階で無効と判断できるケースも包含できる規定にしたほうが良いのではないか。	条例で定める署名等を求める手続において、署名等とは、自己の氏名を署名し、署名年月日、住所及び生年月日を記載することです。ご指摘のケースは、武蔵野市住民投票条例（仮称）又は左記条例に基づく規則に定める手続によらない署名等として、署名審査の段階で無効と判断することができると思います。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
85	17 住民投票の期日	選挙運動や選挙への態度に投票資格者が影響される恐れがあるので、選挙と同日に行うべきではない。	ご意見のとおり、住民投票の投票日に選挙が行われる場合は、単一の争点によって選挙における候補者が選ばれる恐れがあるため、選挙と相互の影響を避けることが望ましいことから、投票日を変更できる旨を条文に明記します。 なお、投票日を変更することが原則と考えますが、住民投票の案件の内容や請求のタイミングなどにより、影響が比較的小さいと判断できる場合は、コスト削減等のメリットを見込み変更しないということも考えられるため、条文には「変更することができる」と記載する方向で検討しています。
86	19 投票所	「外国籍の住民については、別途専用の投票所を設けることを検討します」とあり、日本語対応が難しい方には便利かもしれないが、外国籍住民全員が専用の投票所を使わなくてはいけないのだとしたら大変不便で、投票行動の妨げになりかねない。日本語を理解できる外国籍住民は日本国籍住民と同じ投票所をえるようにすべき。	原則は日本人と同様に、居住地域ごとの投票所で投票していただく取扱いとすることを考えています。多言語対応の手法については今後検討いたします。
87	19 投票所	外国籍住民のために別途専用の投票所を設けることについて、その趣旨の説明が必要ではないか。	
88	22 投票の方法	より広く市民の意見を確認するため、今後はインターネットによる投票についても検討するべきではないか。	住民投票は、一人一票同一の条件で行うことが必要であるため、選挙における投票の方法にならって行う必要があると考えます。インターネットを用いた投票方法の導入については、そうした条件を整備することができるかどうかの観点から、研究が必要であると考えます。
89	22 投票の方法	選挙と違い、二択、三択など記入しなくても投票ができるのではないか。また、費用削減の観点からも将来的にデジタル投票が選べるように制度を整えたらどうか。	住民が判断しやすく投票結果の解釈が明確である必要があることや、設問によっては賛否によらない選択肢が適切であるケースも想定されることから、本市の住民投票の選択肢は、二者択一で、原則として賛否を問う形式としたうえで、案件によってはAかBかを選択する形式も可能とします。デジタル投票については、今後、研究が必要であると考えます。
90	22 投票の方法 23 期日前投票等	インターネットを用いた投票方法を導入し、新型コロナウイルス感染防止を図りながら市民が投票できるように、より利便性の高い投票方法を提供することを検討してはどうか。	一人一票同一の条件で行うことが必要であるため、選挙における投票の方法にならって行う必要があると考えます。インターネットを用いた投票方法の導入については、そうした条件を整備することができるかどうかの観点から、研究が必要であると考えます。
91	24 無効投票	白票でもいいのか。	白紙で投票した場合、その投票は無効となりますが、投票総数にはカウントされます。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
92	24 無効投票	無効投票について、「付き添いの方などが投票人に代わって記載をして投票した場合は、無効となります」とあるが、「投票した」とは、投票箱に入った状態を指すのか。その場合、仮投票でもない限り、票の判別が不可能で、有効扱いとなってしまうのではないか。また、票の記載内容に関するものとの行為に関するものが並列で規定されていることに違和感を感じる。	付き添いの方などが投票人に代わって「記載をして投票した」場合は、無効となりますので、選挙と同様、投票人本人が記載をしているかどうか、投票立会人が確認をいたします。なお、この項目では、開票の際の形式的な判断（票の記載内容に関するもの）のみならず、投票所において投票立会人が確認する内容も含めております。
93	24 無効投票	無効投票についての記載が開票の際の形式的無効判断についての記載であるなら、「付き添いの方などが投票人に代わって記載をして投票した場合は、無効となります。」の記載は開票時に判断できることでないため削除が妥当。	
94	25 情報の提供	<p>情報提供の中立性を確保とするため、第三者組織による情報提供を行い、賛成反対双方の意見が公平公正に周知される仕組みとしていただきたい。</p> <p>市政、市長に不満があることから住民投票が行われる場合、市長および市役所側が客観的かつ中立的に情報提供を行うことは難しく、印象操作が行われることを防止するのは困難である。市報および市のホームページ、SNS等により市長側の意見が一方向的に公布されることを禁じる規定を設けていただきたい。</p>	<p>情報提供を行うための第三者機関は設置しない予定です。</p> <p>投票資格者が得る情報は、住民による投票運動やメディアから得ることができるものと考えますが、自治基本条例で定めた基本原則のひとつである「情報共有」の観点からも、市長等として情報提供を行う必要があります。住民等による賛成派、反対派からの情報が飛び交うことが予想されるなか、市長等としては、中立性に留意のうえ、市長等が保有する情報を提供していく考えです。仮に第三者機関を設置して情報提供を行うことにしたとしても、市長等が保有する情報を第三者機関に提供することには変わりなく、また、さまざまな情報を取得して第三者機関が情報提供をしたとしても、何をもちってその情報が中立性かというのは困難であると考えます。</p>
95	25 情報の提供	「行政上の資料等で公開することができるもの」としているが、情報公開条例で非開示とする情報（特に9条5号の審議・検討事項）を記した文書を示す必要も想定されるのではないか。	情報提供にあたっては、情報公開条例の規定の範囲内で、市長等有する付議事項に関する行政上の資料等を公開することを考えています。
96	26 住民投票運動	「10 署名収集における禁止事項」と同様、判断基準は別途規則で定めるとあるが、できるだけ規制する事項は少なくするべき。	署名収集や住民投票運動における禁止事項として掲げている「市民の平穏な生活環境を侵害する」行為については、別途定める規則で最低限の規制（深夜における街頭での演説など）を設けることを予定しています。
97	26 住民投票運動	<p>「原則自由」の文言を削除し、禁止行為を詳細に定めることを求める。</p> <p>「原則」の定義と「自由」の範囲を限定できずに、「原則自由」の文言を明記することは、恣意的判断や作為の余地を残すことになる。公職選挙法に定められている違反でさえも、調査・摘発・指導ができない本市の状況を踏まえ、過度の自由度を付与することは、市民生活の混乱を生じかねない。本条例を、画餅とすることなく、実効性のあるものとするならば、その覚悟と姿勢を示すことは、自治体の責務である。</p>	<p>住民投票運動については、住民間の活発な議論が期待されることから、国民投票法にならい、戸別訪問などを含めて原則自由に行うことができるとします。</p> <p>なお、ご指摘を踏まえ、条文上は禁止事項を列記する方向で検討することとし、上記の考え方は、今後、資料等を作成する際に記載することとします。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
98	26 住民投票運動	P25 一つ目の・「なお、買収、強迫～」は「ただし、買収、強迫～」のほうがつながりが良いのではないかと。	ご指摘を踏まえ、今後、資料等を作成する際に改めて記載内容を検討いたします。
99	27 開票所等	選挙のように当日中に開票する必要はないのではないかと。運用に関する事で今後の検討にはなるが、翌日開票とした方が職員の負担、コストが削減できるのではないかと。	選挙と同様に即日開票とするか、翌日開票とするかは、今後、費用対効果等の観点から、検討いたします。
100	29 住民投票の成立要件	住民投票の成立が投票資格者総数の2分の1以上というのは、ハードルが高すぎる。署名収集要件よりも高く設定する必要があり、投票しなかった人にも信頼性を持ってもらえる投票率が、25%からいきなり50%に跳ね上がるのは乱暴だと思う。また、武蔵野市における選挙の投票率が低下しているなかで住民投票の成立が投票率50%以上というのは現実的ではないと考える。	住民投票実施の要件となる必要署名数を投票資格者の4分の1とする方向で検討しており、署名簿には住民投票実施の趣旨に同意する者が記載すると考えられるため、より広い住民意思を確認するという観点から、住民投票の成立要件は4分の1よりも高く設定する必要があると考えています。そのうえで、成立要件を「3分の1以上」とするのか、「2分の1以上」とするのか、あるいは投票率ではなく得票率を成立要件とするかなどの検討を重ねてきました。検討においては、市及び市民全体に影響する市政の重要事項について、住民がその意思を直接表明するという目的で行われる住民投票であるからこそ、より多くの住民が投票に参加し、その投票された結果を市長等と議会は尊重すべきと考えました。また、常設型住民投票制度を持つ他自治体のうち、半数以上が成立要件を「投票資格者総数の2分の1以上」としていることも参考にしました。以上を踏まえ、成立要件を「2分の1以上」とする方向で検討します。
101	30 開票結果の告示及び通知	成立不成立に関わらず開票する、としている。不成立でも開票する理由として「行政の透明性を確保する」とあるが、どういうことか。	住民投票の成立又は不成立にかかわらず、賛成意見と反対意見がそれぞれ何票あったのかお知らせすることで、住民の皆様が表明した意見の内容を理解することが大切であると考えたため、必ず開票するとしたものです。
102	33 投票結果の尊重	投票結果については市民に見えるような方法で議論してほしい。市議会定例会や常任委員会同様、インターネットでのライブ中継と、録画と議事録の公表もおこなってほしい。	成立・不成立にかかわらず、投票結果については議会への報告を行うことを想定しています。ライブ中継等による公表方法については、今後検討いたします。
103	33 投票結果の尊重	住民投票が行われた後、最終的な判断はどのようになされるのか。投票結果は尊重されるとのことだが、結局は参考程度の扱いなのか。	条例に基づく住民投票の結果は、そのまま市の意思決定となるような法的拘束力を持たせることはできないため、市長と議会はその結果を尊重し、市政へ反映させるかどうか議論したうえで意思決定していくこととなります。成立した住民投票の結果は、18歳以上の住民の4分の1以上の署名により住民投票が実施され、2分の1以上の方が投票した結果です。市長と議会はその結果を重く受け止めたくうえで、単に得票率の高い方の結果のみではなく、それぞれの得票率や全体の投票率など、投票結果全体を尊重し、その取扱いについて議論すべきと考えます。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
104	33 投票結果の尊重	P28～29 今の文章だと、「議会の議決を要せずに実施された住民投票の結果」を「最終的に市長と議会が決定する」と読める。住民投票の結果を尊重して、当該事案をどう取り扱うかを議会と市長が決定するという旨となるような表記が良いのではないか。	ご意見を踏まえ、今後資料等を作成する際に改めて記載内容を検討します。
105	制度全般について	<p>転入して2年ほどのため、以前から住民投票制度について話し合いが進んでいたことを初めて知った。地方自治、地方行政に住民が主体的に関わることができる接点を増やすと言う観点で、とても有意義な制度だと思うので原則的に前向きに捉えている。</p> <p>しかし、本件を制定させるがために、コロナ対策等のより優先順位の高い施策が遅滞することがないように懸念している。後々稚拙だったと後悔しないためにも、バランス感覚を大事にしていきたい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>本制度は、武蔵野市自治基本条例第19条に規定がありますが、制度の詳細は別途条例の制定により定めることとされ、現在第19条は未施行となっております。自治基本条例を全面施行させ、さらなる市民自治の推進を図るため、着実に本制度の検討を進めながら、他方で、新型コロナウイルス感染症対策も行っております。今後も、しっかりと施策の優先順位を見定めながら、着実に進むべき施策を進めてまいります。</p>
106	制度全般について	<p>市民は現在、緊急事態宣言下でコロナ対策を行いながら生活することに精一杯の状況である。多くの市民が自由に参加できる意見交換会でディスカッションし、条例のあるべき方向をしっかりと検討できる状況ではない。そのようなプロセスを欠いたまま、混乱の中で、市の重要な方向性を決めるべきではない。市政においても、より一層の感染対策の拡充やワクチン接種の加速に集中していただきたいため、本制度の検討はコロナ収束まで一時凍結していただきたい。</p>	<p>住民投票制度の検討につきましては、武蔵野市自治基本条例制定に向けた検討過程から、市民の皆様や市議会を含めた議論を行ってきました。</p> <p>令和2年4月に自治基本条例が施行されてからは、他自治体の先例を詳細に調査したうえで庁内で検討を進め、令和3年2月には15の論点をまとめた骨子案を公表し、市報や市ホームページ、Facebook、Twitterでパブリックコメントの募集や市民意見交換会の実施を案内しております。また、市議会議員からの意見聴取や勉強会を実施したほか、無作為抽出した2,000名を対象にアンケート調査を行っております。さらなる制度周知や意見聴取を図るため、緊急事態宣言下ではありましたが、4か所のコミュニティセンターにおいて意見交換会を実施しています。</p> <p>骨子案でいただいたさまざまなご意見等を踏まえ作成した条例素案を8月に公表した際は、市報の1ページを使用して制度周知やパブリックコメントの募集、市民意見交換会の実施を案内したほか、骨子案同様、市ホームページやFacebook、Twitterでもお知らせをしています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策につきましては、令和2年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や5回にわたる対応方針を策定し、さまざまな感染拡大防止策や経済支援、生活支援等に取り組んでおります。</p> <p>このような経過を踏まえ、市としましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、市民の皆様からのさまざまなご意見等をいただいたうえで、検討を進めてきたと考えております。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
107	制度全般について	市民の関心がコロナに集中している時に成立目指すことは賛成できない。	本制度は令和2年4月に施行された武蔵野市自治基本条例の第19条に規定されていますが、制度の詳細は別途条例の制定により定めることとされ、現在第19条は未施行となっております。残された課題である住民投票制度について定めることにより、自治基本条例を全面施行させ、さらなる市民自治の推進を図っていく必要があると考えております。
108	制度全般について	コロナ禍で様々な問題があるなか、なぜ今条例制定を目指すのか。 検討を開始した時とは状況が変わっているため、より広く市民の声を拾い上げるためにも、より時間をかけて議論しても良いのではないかと。	また、本制度の検討は、本市の第六期長期計画において「住民投票制度や行政評価制度など条例制定に伴い必要となる個別課題の検討を進める」と記載されています。市としましては、新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、第六期長期計画に掲げた事業を着実に進めていく必要があると考え、検討を進めてまいりました。
109	制度全般について	市報8/15号で初めて知った。武蔵野市で暮らす者にとって重要な事なので、もっと広く市民に伝わるような方法を模索してほしい。	8/15号の市報では、より多くの市民に知っていただくため、紙面の1ページを使用してお知らせしました。そのほか、市ホームページやFacebook、Twitterでも周知をしております。また、令和3年2月に公表した骨子案におきましても、市報や市ホームページ、Facebook、Twitterでお知らせしました。それでも、全ての市民に知っていただくことは難しいため、ご意見を踏まえ、より多くの市民に伝わるような方法を今後も検討していきたいと考えます。
110	制度全般について	この住民投票制度は、もしこの制度がなければ市議会と市長に全てを託すしかない市民が、一定の要件を満たせば自由に発議する権利と機会を得られることで、市民自らが市政運営への参加意識を高めることができ、より良い街づくりへ貢献する気持ちも高まる点が期待できる点で意義があると思う。また、行政側から見ても、市民発の柔軟な意見に基づき市政運営に活かすことで、硬直的にならずに弾力的に活路を見出すことが出来る可能性があるというメリットを感じる。	ご意見のとおり、本制度は二元代表制として住民からの信託を受けた市長と議会が市政運営を行っていくことを大前提としたうえで、さらなる市民自治の推進のために、常設型の住民投票制度を設けるものです。
111	制度全般について	実効性のあるものとして制度を活かしていくために、今後も社会情勢に合わせて、適宜見直しを行う必要があると考える。	ご意見のとおり、住民投票条例（仮称）が制定された後においても、社会情勢の変化等を踏まえ、制度を見直していく可能性はあると考えます。
112	制度全般について	令和3年9月に諮問された「武蔵野市都市計画マスタープラン2021（案）」で示されている人口は、推計は「武蔵野市の将来人口推計（平成30年）」を基に策定としながら、外国人人口が含まれていない。 住民投票の対象となる「廃置分合・境界変更」は、まさに都市計画の重要事案である。外国人に投票権を付与する本条例制定がパブリックコメントの段階になって、20年先の武蔵野の都市計画を定める都市計画マスタープランと整合していないことは、本市の市政運営の総合的な制度設計に不備があると言わざるをえない。都市計画とまちづくりの観点から、外国人人口推計の妥当性と本条例の必然性との整合を図ることを求める。	ご指摘のとおり、令和3年9月に諮問された「武蔵野市都市計画マスタープラン2021（案）」では、外国人人口を含めない人口推計を基に策定しておりましたが、都市計画審議会でのご意見も踏まえ、総人口は外国人人口を含んだ推計に変更しました。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
113	制度全般について	市民意見をより聞くために、アンケートを対象者を広げて実施することは検討しているか。このアンケートで7割賛成であっても、市民全体の7割が賛成しているとは捉えられたくない。	無作為抽出アンケートの結果は、令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上の方から2,000名を無作為に抽出し、509名の方から回答をいただいた内容です。このアンケートの結果に限らず、パブリックコメントや市民意見交換会等で市民の皆様からいただいたさまざまなご意見や、市議会議員、市職員からの意見も踏まえて検討を進めておりますので、改めて対象者を拡大してアンケートを実施することは考えていません。
114	制度全般について	条例制定にあたって、武蔵野市として画期的な条例にできなかったのか。	常設型の住民投票制度を設置することについては、武蔵野市自治基本条例に関する懇談会の中で議論されました。その議論において、市の廃止、設置、分割、合併（廃置分合）や市境の変更（境界変更）については、全市民にもれなく影響する重要事項であるため、実施しようするときは必ず民意に諮る必要があるとされました。その議論を受け、廃置分合や一つの丁目以上の規模の境界変更の申請を行おうとするときは、必ず住民投票を行うとした規定は、武蔵野市独自の規定となります。
115	制度全般について	住民投票という制度ができることは、市に自分たちの意見を届けるための新たな道が開けたという意味において素晴らしい制度だと思う。	本制度は、本市がこれまで培ってきた市民参加の手法や市民自治の推進をさらに発展させることができる制度であると考えています。
116	制度全般について	住民発議である点、住民投票が不成立でも開票する点が武蔵野市らしいと感じた。	本制度は、あくまで市民自治の推進を目的としているため、廃置分合や境界変更を行う場合を除き、発議できるものは「住民のみ」とし、議会と市長等は、この制度があるからこそ、市民の信託にこたえるためのより一層の努力、つまりは、住民投票が行われることがないよう努力していくことが期待されるものと位置付けています。 また、住民投票の成立又は不成立にかかわらず、賛成意見と反対意見がそれぞれ何票あったのか住民の皆様にお知らせすることで、住民の皆様が表明した意見の内容を理解することが大切であると考えたため、必ず開票するものとしています。
117	パブコメについて	今回のようなコメント募集をHP上に回答フォームを作るなど分かりやすく、回答しやすいようにしてほしい。	ご意見として承ります。今後意見募集等を行う際に、より回答しやすい方法について検討します。

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
118	無作為抽出市民アンケート	<p>当該アンケートの結果は無効である。人口148,000人に対してわずか2,000人を対象、しかも回答率1/4程度の結果を、あたかも全市民の過半数の意見として捉えることなど到底できない。地方行政に関わる重要案件ならば、まずは有権者全員を対象にアンケートを行うべき。</p> <p>また、なぜ外国籍住民も投票資格者に「含める」ことが前提なのか。全市民の1%程度のアンケート結果を、まるで7割の市民が賛成はしているかのような公表の仕方は、公平性が著しく欠如していて大変不快である。</p>	<p>無作為抽出アンケートの結果は、令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上（約126,000人）の方から2,000人を無作為に抽出し、509人の方から回答をいただいた内容です。制度の検討にあたっては、このアンケートの結果に限らず、パブリックコメントや市民意見交換会等で市民の皆様からいただいたさまざまなご意見や、市議会議員、市職員からの意見も踏まえて検討を進めておりますので、改めて有権者全員を対象としたアンケートは実施することは考えておりません。</p> <p>また、懇談会においては外国籍住民を投票資格者に含めるかどうかについて結論が出されませんでした。その後の検討を進めるなかで、本市では、第六期長期計画における武蔵野市の目指すべき姿の実現に向けたまちづくりの基本目標のひとつとして「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を掲げており、本市の市民自治の推進の観点も踏まえると、同じ住民である外国籍住民を投票資格者に含めることが必要と考えました。</p>
119	無作為抽出市民アンケート	<p>アンケートが存在したことは知らなかった。生存権に関わるような問題はもっと広く住民に周知徹底して意見を集めたいうで検討を進めるべきだ。外国人に手を差し伸べるよりも先にまずは日本人の問題、コロナ対策を最優先してほしい。</p>	<p>住民投票制度の検討につきましては、市報や市ホームページ、Facebook、Twitterにより、パブリックコメントや市民意見交換会の実施等についてお知らせをしてきたほか、無作為抽出による市民アンケートの実施やコミュニティセンター4か所における意見交換会の実施など、さまざまな意見聴取の機会を設けてまいりました。</p> <p>また、令和2年1月31日に武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して以来、感染症対策に関する基本的な考え方や5回にわたる対応方針を策定し、さまざまな感染拡大防止策や経済支援、生活支援等に取り組んでおります。</p> <p>このような経過を踏まえ、市としましては、新型コロナウイルス感染症対策をいっつつ、市民の皆様からのさまざまなご意見をいただいたうえで、検討を進めてきたと考えております。</p>
120	無作為抽出市民アンケート	<p>「投票資格者は、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を要する…」の「要する」は「有する」でしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。今後資料等を作成する際に修正いたします。</p>
121	無作為抽出市民アンケート	<p>「6分の1以上よりも低く」は「6分の1よりも低く」でしょうか。</p>	<p>誤解を招く表現となり申し訳ございません。正しくは次のとおりです。今後資料等を作成する際に修正いたします。必要署名数の検討は、最低限のラインとして「6分の1」より低くするべきではなく、また、最大のラインとして「3分の1」よりは低くするべきであると考えたことから、「6分の1」「5分の1」「4分の1」の中から、最も高い「4分の1」を必要署名数としました。</p>
122	無作為抽出市民アンケート	<p>「最大のラインは、3分の1以上」は「最大のラインは、3分の1以下」でしょうか。</p>	<p>誤解を招く表現となり申し訳ございません。正しくは次のとおりです。今後資料等を作成する際に修正いたします。必要署名数の検討は、最低限のラインとして「6分の1」より低くするべきではなく、また、最大のラインとして「3分の1」よりは低くするべきであると考えたことから、「6分の1」「5分の1」「4分の1」の中から、最も高い「4分の1」を必要署名数としました。</p>

住民投票条例（仮称）素案に関する市民意見等と市の考え方

※パブリックコメント、市民意見交換会、市議会各会派等からの意見聴取、市職員アンケートによる意見を掲載しています。

NO.	項目	意見要旨	市の考え方
123	無作為抽出市民アンケート	外国籍住民を含めることについて、賛成の6割が「〇〇のため」と理由を記載しているが、反対の7割は「〇〇べき」という意見を述べている。その意見の理由はないのだろうか。	<p>条例素案55ページの集計結果に記載の内容については、主な意見の趣旨を抜粋したものになります。各設問における自由記述の回答は、市ホームページに掲載しておりますのでご覧いただければ幸いです。</p> <p>http://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/031/353/ank-e-tokekka.pdf</p>
124	無作為抽出市民アンケート	各自治体にとって住民投票制度は必要であると考えるので、広報・アンケートが実施されてよかった。もう少しアンケートの数が多ければより議論を深められたのではないか。	<p>本制度の確立に向けて、無作為抽出アンケートに限らず、市報や市ホームページ等によってお知らせし、パブリックコメントや市民意見交換会においていただいたさまざまなご意見を踏まえて、検討を進めてまいりました。</p> <p>無作為抽出アンケートの結果は、令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上（約126,000人）の方から2,000人を無作為に抽出し、509人の方から回答をいただいた内容ですが、総務省統計局のサイト（https://www.stat.go.jp/naruhodo/15_episode/toukeigaku/taishosha.html）によりますと、一般的に統計学では許容誤差を5%とした場合、100,000人の母集団に対し必要なサンプル数は383人とされており、1,000,000人の母集団に対し必要なサンプル数は384人と言われています。また、内閣府が実施する世論調査では、全国の18歳以上の国民を母数として無作為抽出した3,000人に対し調査を実施しています。このことを踏まえ、約126,000人を母数として無作為抽出した2,000人に対して、509人のサンプルを得た本アンケートの数は決して少ないものではないと考えております。</p> <p>http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kikakuseisakushitsu/1031353/index.html</p>
125	無作為抽出市民アンケート	無作為抽出アンケートの対象者の抽出方法や、回答の内訳を教えてください。	<p>無作為抽出アンケートの対象者は、令和3年2月15日時点で市内在住の18歳以上の方2,000名（外国籍住民含む）をシステムにて無作為に抽出しました。回答数は509件（郵送412件、WEB97件）、年代別割合は10歳代2.9%、20歳代14.9%、30歳代23.8%、40歳代27.1%、50歳代11.6%、60歳代6.9%、70歳代7.9%、80歳以上4.5%、年齢未回答0.4%です。なお、性別や国籍は回答項目ではないため、集計は行っておりません。</p>